

サテライト型住居の設置に関する基準について

- サテライト型住居については、貧困ビジネスの規制及び利用者保護の観点から、規制の対象とする。
- ただし、これまでのガイドラインにも記載していなかった形態であり、十分な準備期間のため、サテライト型住居に係る規定については、令和4年度からの施行とする。
- 厚生労働省では、令和2年度に、省令の基準に基づいて事業実施する複数の事業者の協力の下で、地方自治体等の参加を得て、管轄する都道府県・福祉事務所等の参加の上で検証事業を実施し、施行までに、入居者支援、退所支援の適切な実施のあり方、事業運営の状況等について検討し、必要な措置を講じる。